

令和 7 年度(2025 年度)

防 火 防 災 計 画



湖南省立甲西中学校

総 則

1 目 的

この計画は、本校が過去、失火による校舎全焼という苦い経験があることを踏まえ、二度とこのような事態を起こさないために消防法第8条第1項に基づき、甲西中学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災を始め震災・その他の災害の予防及び生徒の人命並びに被害防止を図ることを目的とする。

2 防火管理者の権限及び経過の適用範囲

・消防計画の適用範囲

この計画は、当学校に勤務する職員及び登校する生徒、その他出入りする全ての者に適用する。

・防火管理者及び事務局

防火管理者は教頭とし、事務局は防災係を兼ね、この計画の全ての事務を行うものとする。

・防火管理者の権限及び業務

防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行う。

- ①消防計画の検討及び変更
- ②建築物・火気使用設備器具・危険物施設等の点検検査の実施及び不備欠陥事項の改修促進
- ③消防用設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進
- ④火気の使用又は取扱いに関する指導
- ⑤増改築・修繕・模様替え等の工事における火災予防上の指導
- ⑥生徒・職員に対する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導
- ⑦市教育委員会との防火・防災対策に関する事務の促進
- ⑧その他防火管理上必要な業務

防火管理者は、次の業務について湖南中央消防署長への報告・届出等を行う。

- ①消防計画の提出（改正の都度）
- ②建築及び諸設備の設置又は変更を行う諸手続き
- ③増改築及び・修繕・模様替え等を行うときの事前連絡
- ④消防用設備等の点検結果の報告
- ⑤教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告

3 防火管理委員会

・防火管理委員会の設置

防火管理業務の適正な運営を図るため、校長を委員長とする防火管理委員会を設置する。委員は防火管理者をはじめ学年主任及び各部門の責任者をもって構成する。

委員長	校長	
副委員長	教頭	
委員	教務主任	
委員	生徒指導主事	
委員	安全主任	
委員	安全主任	
委員	1年学年主任	
委員	2年学年主任	
委員	3年学年主任	
委員	事務	
委員	養護教諭	

・審議事項

防火管理委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- ①消防計画の樹立及び変更に関する事
- ②生徒の人命安全に関する事
- ③校舎及び消防用設備等の維持管理に関する事
- ④予防管理組織及び校内消防組織の編成に関する事
- ⑤消火・通報及び避難訓練に関する事
- ⑥震災対策に関する事
- ⑦防災教育とその実施方法に関する事
- ⑧その他防火管理に関する事

予 防 管 理 対 策

Ⅰ 予 防 管 理 組 織 等

・予 防 管 理 組 織

予 防 管 理 組 織 は、火 災 予 防 の た め の 組 織 と 自 主 点 検 ・ 検 査 を 実 施 す る た め の 組 織 と す る。火 災 を 予 防 す る た め の 組 織 は、平 素 に お け る 火 災 予 防 及 び 地 震 時 の 出 火 防 止 を 図 る た め、防 火 管 理 者 の も と に 各 階 及 び 特 別 教 室 (体 育 館 等) ご と に 防 火 担 当 責 任 者 を、各 普 通 教 室 及 び 特 別 教 室 ご と に 火 元 責 任 者 を 置 く も の と し、次 の と お り 定 め る。

・予 防 管 理 組 織 編 成 表

防 火 担 当 責 任 者		本 館 火 元 責 任 者		東 館 火 元 責 任 者	
防 火 責 任 者 藪 下	本 館 ・ 東 館 松 本	一 階 西 堀	事 務 室 ・ 湯 沸 室	調 理 室 ・ 準 備 室	
			校 長 室 ・ 職 員 室 ・ 印 刷 室	被 服 室 ・ 準 備 室	
			会 議 室	Ⅰ 階 相 談 室	
			応 接 室 ・ 地 域 交 流 室	Ⅰ 階 東 WC	
			女 子 職 員 更 衣 室		
			男 子 職 員 更 衣 室		
			事 務 資 材 室 物 入 Ⅰ ・ 物 入 Ⅱ		
			放 送 室		
			保 健 室 ・ 資 材 室 物 入 Ⅲ		
			生 徒 昇 降 口		
			配 膳 室		
			職 員 休 憩 室 ・ 書 庫		
			男 子 職 員 WC		
			女 子 職 員 ・ 多 目 的 WC		
			用 務 員 室		
			外 物 入		
		二 階 中 谷	普 通 教 室 (Ⅲ 年)	夜 間 Ⅲ - AB	
			特 別 支 援 学 級 (Ⅵ 組)	図 書 室	
			特 別 支 援 学 級 (Ⅺ 組)	図 書 準 備 室	
			Ⅱ 階 相 談 室 (西)	Ⅱ 階 東 WC	
			男 子 更 衣 室 ・ 西 男 子 WC		
			女 子 更 衣 室 ・ 西 女 子 WC		
			夜 間 学 級 Ⅱ 年		
			夜 間 学 級 職 員 室		
			夜 間 学 級 Ⅰ - AB	音 楽 室 ・ 準 備 室	
		三 階 藤 井	普 通 教 室 (Ⅱ 年)		
			日 本 語 教 室		
			特 別 支 援 学 級 (Ⅷ.Ⅸ.Ⅹ 組)	多 目 的 ホール	
			文 化 情 報 部 室	器 楽 室	
			男 子 更 衣 室 ・ 西 男 子 WC	Ⅲ 階 東 WC	
			女 子 更 衣 室 ・ 西 女 子 WC		
			国 英 準 備 室		
			Ⅲ 階 相 談 室	第 Ⅰ 理 科 室 ・ 準 備 室	
		四 階 川 原	普 通 教 室 (Ⅰ 年)		
			生 徒 会 室		
			第 Ⅱ 理 科 室 ・ 準 備 室		
			マ イ ル ルーム ・ Ⅳ 階 応 接 室		
			配 膳 室		
			男 子 更 衣 室 ・ 西 男 子 WC		
			女 子 更 衣 室 ・ 西 女 子 WC		
			数 社 教 具 室	Ⅳ 階 東 WC	
			Ⅳ 階 相 談 室		

	川 原 関 係	体 育 館		
		武 道 場		
		プー ル (機 械 室、更 衣 室)		
		ク ラ ブ 室		
		外 ト イ レ		
	技 術 棟	木 工 室・金 工 室・準 備 室		

《防火担当責任者の業務》

- ① 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- ② 防火管理者（防火責任者）の補佐

《火元責任者の業務》

- ① 各教室等の火気管理
- ② 各教室等の諸設備器具の維持管理
- ③ 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全操作
- ④ 防火担当責任者の補佐

自主点検・検査を実施するための組織は、消防用設備等・火気使用設備器具・電気設備等について適正な機能を維持する為、定期点検・検査を実施するものとし、自主点検・検査班を次の通り定める。

○自主点検	・消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備	防 災 係
	・非常警報設備、器具、避難経路、誘導標識、誘導灯	火元責任者
	・建造物全般	火元責任者
	・火気使用器具、ガス関係	防 災 係
○自主検査	・危険物施設（理科、技術）	教 科 主 任
	・キューピクル、配電盤	防 災 係
	・電気施設・電気器具	教 科 主 任

《自主点検・検査》

自主点検は各火元責任者により建物、火気使用施設器具、危険物施設等の検査を次の事項に留意し、別に定める検査票により定期的実施する。

- ① 給食配膳室、用務員室、調理室等における火気使用状況の適否及び火気使用設備の構造、管理の適否
- ② 理科室、調理室等の火気使用器具及び危険物、火薬類、ガス類、石油類の貯蔵取扱い状況並びにその適否、又実験用各種材料等の保管の適否
- ③ 冬季暖房用ストーブの取扱いの適否
- ④ 休憩室、地域交流室、湯沸かし室、用務員室における火気管理の適否
- ⑤ 放送室、体育館、多目的ホール等の映写設備。ステージ等の照明装置の異常の有無
- ⑥ 防火戸に接する可燃物の有無
- ⑦ 廊下、階段等の避難上障害となる物品等の有無

《自主点検・検査の時期》

自主点検・検査は、毎月1回（学校安全日の15日）に行うものとする。なお日常における外観的な点検については各火元責任者が随時行う。

検査対象……建造物、火気使用設備器具、危険物施設等、電気施設

検査日……毎月15日（学校安全の日）

外観点……消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具
非常警報設備、誘導標識

外観点検日……毎日随時

機能点検日……学期末1回

《点検・検査の記録及び報告》

防火管理者は自主点検・検査の結果をまとめ、校長に報告するとともに「防火対策維持台帳」に記録しておくものとする。校長は消防用設備等の点検結果について「消防用設備等点検報告書」に各種点検票を添付して3年に1回、所轄の消防署に報告する。

防火管理者は建築物及び消防用設備等に不備欠陥がある場合にはその改修計画を立案し、校長に報告するとともに必要な指示を得てその促進を図るものとする。

2 火 気 予 防 措 置

《火気等の使用制限》

防火管理者は火災警報発令下またはその他の事情により火災発生の危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立ち入りを禁止するものとする。

《火災予防上の厳守事項》

火気を使用するものは、次の事項を厳守すること。

- ①火気使用器具は指定された場所以外では使用しないこと。
- ②火気使用器具は使用前必ず点検し、異常がないか必ず確かめてから使用すること。また、使用後は必ず消火できているか等、安全点検をすること。
- ③火気使用器具の周囲は常に整理整頓し可燃物等置かないこと。特に冬季の暖房使用時期においては生徒に「暖房器の使用のきまり」を遵守させること。
- ④火気使用器具を使用する場合は消火用水または消火器を用意する。

校 内 消 防 活 動 対 策

1 校内消防活動組織

《校内消防隊の設置》

校内消防組織は学校長を校内消防隊長に、教頭を副隊長にして、下図の通り編成する。

隊 長 (校 長) 藪 下 副隊長 (教 頭) 松 本 〔校内消防本部〕	指 揮 係	
	通報連絡係	
	避難誘導係	
	防護安全・消火係	
	救助係	
	応急救護係	
	搬出係	

《隊長の権限及び任務》

○隊長は校内消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行う。

- ①避難開始時期の決定及び避難状況の把握
- ②各種の災害を判断し、校内消防活動上、必要な指揮・命令を下す。
- ③消防隊との密接な連携

2 校内消防活動

《校内消防本部の設置とその活動》

校内消防本部は安全で生徒全員を把握できるグラウンド・掲揚塔前に設置する。

本部の構成員は隊長、副隊長、指揮係とする。本部には防火対策維持台帳及び在校者名簿関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

《通報・連絡》

教職員は、必ず PHS を携帯する。

火災を発見した者は職員室に連絡するとともに消防署「119」(TEL:72-0119)に通報する。通報連絡係は校内放送設備を利用して次の文例により緊急放送を行う。

「ただ今、本館〇階〇〇室より火災が発生しました。生徒は全員、決められた避難経路に沿って、あわてず落ち着いてグラウンド南側、駅ロータリー側掲揚塔前に緊急避難しなさい。」

《消火活動》

消火係は火災発生の察知と同時に発生場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等で延焼拡大防止を主とした消火活動を行うこと。消防隊到着後は消防隊に協力する。

《避難誘導》

1) 授業中の校内出火の場合

授業者(避難誘導係)は直ちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞かせる。ただし、放送が聞こえなかったり、停電で放送機器が使えなかったりすることも想定し、それぞれが判断できるようにしておく。

避難及び避難経路は原則として次の要領による。

- ① 校舎内より火災が発生した場合は出火場所にかかわらず、全生徒をグラウンドに避難させる。
- ② 避難の際、煙を吸わないようにハンカチ等を口、鼻にあてがうこと、低い姿勢をとることを指示する。
- ③ 火災発生場所より上層階の学級は非常階段または発生場所より遠い階段から避難させる。
- ④ 火災発生場所より下層階の学級は屋内階段より避難する。この場合 上層階からの避難を優先させる。
- ⑤ 避難時は「おさない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」を励行させること。
- ⑥ 校舎外では、早足で行動し、集合位置に整列させ、速やかに人員点呼を行う。「不明者の有無」「けが人の有無」を確認し、校内消防本部に報告する。

2) 休憩中の校内出火の場合

- ① 学級担任(避難誘導係)は状況に応じて自分の教室に急行し、混乱を防止するとともに定められた避難経路により避難誘導を行う。
- ② 学年主任(救助係)は校内の生徒が残留する恐れのある便所、更衣室、体育館等に直行、巡視および呼びかけをして残留生を確認し、安全な避難誘導を行う。

《防護安全措施》

防護安全係は建物、火気使用設備器具及びガス等について次の安全措施を講ずるものとする。

- ① 避難終了後の防火シャッターの閉鎖（← 自動で動かなかった場合）
- ② 職員室・理科室及び調理室等のガス栓の閉鎖及びガスボンベ、危険物等の安全な場所への移動
- ③ 暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措施

《残留生徒の救出活動》

救助係は火災発生と同時に次の活動を行う。

- ① 生徒の避難開始と同時に担当区域を巡視および呼びかけし、残留者の有無を確認する。
- ② 残留者がいた場合、屋内階段、非常階段等で利用可能な場所を見つけ、的確な避難誘導で救出する。

《応急救護活動》

応急救護係は次の活動を行うものとする。

- ① 校内消防本部と併設して救護所を設置する。
- ② 負傷者の応急処置を行うとともに学年・氏名・負傷程度等を記録し、校内消防本部に報告する。
- ③ 消防署救急隊到着後は救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるように努める。

《搬送活動》

搬出係は当学校で定められた貴重品、非常備品の搬出を行い、その保管を行う。

- ① 緊急連絡カード、
- ② AED、携帯用拡声器
- ③ 担架、応急セット

《装 備》

校内消防隊の装備並びにその管理と保管場所は次によるものとする。

- ① 装備：屋内消火栓、消火器、携帯用拡声器、警笛、ロープ。
- ② 装備機材の保管場所は消火栓、消火器は所定の設置場所。他は職員室の印刷室入り口付近とする。
- ③ 装備機材の維持管理は防災係が行い、常時使用できるように点検整備を怠らないこと。

震 災 対 策

《震災予防措置》

各自主点検・検査班及び火元責任者は地震による災害を予防するため火災予防時の点検検査と併せて建物及び諸施設等の点検を毎月15日（安全点検日）に行うものとする。

点検・検査は点検表を本に、特に次の事項に留意して行う。

- ①建物及び建物に付随する工作物の倒壊脱落の危険の有無。
- ②戸棚・ロッカー・靴箱等、高所にあるものの転倒・落下の危険性の有無と防止措置。
- ③窓ガラスのひび割れ等破損の有無。
- ④理科室・技術室の実験用器具、薬品による災害を防止するための措置の適否。
（例えば強酸類、引火性、発火性のある薬品類の管理の適否）

《地震時の安全措置》

各火元責任者は担当区域内の生徒の安全と教室内の窓、天井等の安全確認及び火気使用器具、消防用設備等について点検・検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。

各火元責任者は地震後校舎全般にわたり、建物・火気使用器具及び消防用設備等について点検・検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。

防火管理者は上記の各報告にもとづき、異常があれば修理改善を施す。その他の場合は安全を確認したうえで使用開始を指示する。

《震災に備えての準備品》

医薬品、担架、毛布、携帯用拡声器、警笛、ロープを常に持ち出せるように準備しておく。

《避難場所の指定》

避難場所は状況により異なるが、テニスコートと国道の間の駐車場、あるいはグラウンド南ソフトボールバックネット付近とし、全校集会と同様な集合隊形とする。

《地震時の活動》

地震時の活動は火災時の活動の他に次によるものとする。

①授業中、地震が発生した場合の基本行動

措置区分	校長等の基本行動	職員の基本行動
第1次措置	火気使用器具の始末をするとともに初動体制に必要な指示命令を行う。	地震発生と同時に生徒を机の下などに身を隠させ、本部からの指示を待つ。 火気使用器具の始末を行い教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。
第2次措置	校舎及び周囲の状況を把握し、避難開始の命令を校内放送等を利用しておこなう。	屋外への避難命令を受けたときは生徒に防護措置をとらせ、避難経路に従い、避難を開始する。
第3次措置	避難終了の確認を行う。	生徒出席簿、学級日誌を携行しグラウンドへ避難完了したならば人員点呼を行い、異常の有無を本部へ報告する。

②休憩中に地震が発生した場合の基本行動

措置区分	校長等の基本行動	職員の基本行動
第1次措置	火気使用器具の始末をするとともに本部員以外の者は校庭体育館等に急行し生徒の安全措置を講ずる。	地震発生と同時に教室に直行し、机の下に入るよう指示するとともに出口を確保する。 火気使用器具の始末をする。
第2次措置	本部員は全校生徒及び校舎の被害状況を把握するとともに状況に応じた必要な措置命令を出す。 本部員以外の者は状況により生徒に教室へ戻るよう指示する。	地震終了後、混乱を鎮め、人員を確認し、教室にいない生徒を調べる。 生徒が全員教室に戻ったかどうか、また、負傷の有無を確認し、その措置を行う。その後の行動については本部からの指示を待つ。

令和7年度避難訓練年間計画

甲西中学校防火管理委員会

万一の災害発生時に備え、より迅速で安全な避難ができるように下記の要領で今年度の避難訓練を実施する。

第1次訓練（火災を想定）

日 時：令和7年6月13日（金）第6校時 14:45～15:25

- 目 的：（1）避難経路図の掲示や各人の任務分担の確認をする。
（2）新入生を迎え、非常時の避難経路の確認を徹底する。
（3）迅速な避難行動の訓練をする。

第2次訓練（地震による火災を想定）

日 時：令和7年11月25日（火）第6校時

- 目 的：（1）迅速な避難行動の訓練をする。
（2）非常時の特別任務の再確認をする。
（3）初期消火への対応ができるようにする。